

社会福祉事業の委託契約に係る消費

税相当額の取扱い誤りについて

2026 年 2 月 9 日
郡山市こども部子育て給付課
次長兼課長 伊藤 克也 TEL：924-2418
こども家庭課
課長 早川 利郎 TEL：924-3948
保育課
課長 宗像 秀樹 TEL：924-3548

こども部が所管している第二種社会福祉事業に係る委託契約の一部において、消費税法第 6 条の規定により、消費税及び地方消費税を非課税とすべきところ、誤って消費税相当額を含めた金額で事業者と契約を締結し、本市が消費税相当額を過払いしていたことが判明しました。

市の事業における契約行為に際し、このような誤った取り扱いが生じていたことについて、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

なお、詳細については後日、各会派へ御説明にお伺いいたします。

1 対象事業及び過払い消費税相当額

対象事業 5 事業（9 事業者） 過払い消費税相当額（10 年間分）72,821,573 円

2 原因

平成 21 年 4 月の児童福祉法の改正、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、それぞれ、平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省事務連絡及び平成 27 年 3 月 31 日付け内閣府ほか通知により、対象事業が第二種社会福祉事業に位置付けられる旨が通知されていましたが、これら制度改革に係る確認及び認識の不足により、改正前と同様に、課税事業として委託契約を締結していました。

3 経緯

年月	内容
令和 5 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> 本市における委託契約に係る消費税相当額の取扱い誤りの事案（令和 5 年 11 月 21 日公表）を受け、こども部内で委託契約の点検を実施した。 点検の結果、複数所属で消費税相当額の過払いが疑われる事案を把握した。 平成 21 年 3 月 31 日及び平成 27 年 3 月 31 日に発出された国からの事務連絡及び通知（法改正に伴う税制取扱いの変更等）を改めて確認した。 消費税相当額の過払いが疑われる事案が、複数事業及び複数の受託事業者にわたっており、対象となる消費税相当額も大きいことから、通知の解釈や実務上の取扱いについて、こども家庭庁や税務署等へ継続的に問い合わせるなど、対応について慎重に検討した。 民法の規定上、債権の消滅時効（10 年間）を迎えていない期間の委託契約について調査した。
令和 7 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> 受託事業者（9 事業者）と過払い分の返還請求及び市の一部債権放棄について、協議することとした。 <p>※合意済み（8 事業者）・協議中（1 事業者）</p>

4 対応

市としては、過払い分の消費税相当額は返還請求すべきであり、債権の消滅時効を迎えていない過去 10 年間分が返還請求の対象になるものと認識しています。その上で、受託事業者による消費税及び地方消費税の更正申告（国への還付請求）が可能な期間及び契約書原本の文書保存期間（それぞれ 5 年間）を考慮し、受託事業者には、直近 5 年間分の返還を求め、それより前の 5 年間分については、市が債権放棄を行うこととしたいと考えています。

今後、市議会 3 月定例会に、「和解及び債権の放棄について」の議案を上程し、御承認いただけた場合、受託事業者と和解契約を締結した上で、返還を求めてまいります。

5 再発防止策

- ・国通知等の確認及び定期的な法令確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。
- ・契約事務の研修等により、消費税及び地方消費税の取扱いを含めた実務能力の向上を図るとともに、適正な事務遂行について再度徹底してまいります。

6 事業別消費税相当額

対象事業	担当課	消費税相当額 (10 年) A 過払い額 平成 28 年 3 月～ 令和 6 年度	消費税相当額 (5 年) B 返還請求予定額 令和 2 年度～ 令和 6 年度	差額 (A - B) C 債権放棄予定額 平成 28 年 3 月～ 令和元年度
(1) 一時預かり事業	保育課	39,861,072 円	24,028,800 円	15,832,272 円
(2) 地域子育て支援拠点事業	子育て給付課	20,947,879 円	13,283,491 円	7,664,388 円
(3) 養育支援訪問事業	こども家庭課	488,182 円	285,294 円	202,888 円
(4) 子育て援助活動支援事業	子育て給付課	6,413,520 円	3,987,440 円	2,426,080 円
(5) 病児保育事業	保育課	5,110,920 円	0 円	5,110,920 円
計		72,821,573 円	41,585,025 円	31,236,548 円

※全 9 事業者の内 8 事業者と合意済み、1 事業者と協議中。

和解及び債権の放棄について

1 事件の概要

こども部が所管している社会福祉法第 2 条に規定される第二種社会福祉事業に係る業務委託契約の一部において、消費税法第 6 条の規定により、消費税及び地方消費税を非課税とすべきところ、誤って消費税相当額を含めた金額で事業者と契約を締結し、本市が消費税相当額を過払いしていたため、事業者に対し不当利得として返還を求めたもの。

3 議案別消費税相当額

2 和解条項

本市としては、過払い分の消費税相当額は、債権の消滅時効を迎えていない過去 10 年間分について不当利得返還請求権を有していると考えている。

その上で、受託事業者による消費税及び地方消費税の更正申告（国への還付請求）が可能な期間及び契約書原本の文書保存期間を考慮し、受託事業者には、直近 5 年間分の返還を求め、それより前の 5 年間分については、市が債権放棄を行うこととした。

議案番号	相手方	事業名	対象業務委託名	債権額	債権放棄額	返還額
				(消費税相当額) H28.3~R6 年度	H28.3~R 元年度	R2 年度~R6 年度
26	特定非営利活動法人ココネット・ママ 理事 首藤 亜希子	子育て援助活動支援事業	郡山市ファミリー・サポート・センター事業業務委託	6,413,520 円	2,426,080 円	3,987,440 円
27	郡山市子ども子育て支援企業組合 代表理事 滝田 良子	一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業	郡山市一時的保育事業・地域子育て支援拠点事業業務委託	1,394,640 円	1,394,640 円	0 円
28	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 理事長 太田 健三	養育支援訪問事業	郡山市産前・産後ヘルパー派遣事業業務委託	488,182 円	202,888 円	285,294 円
29	特定非営利活動法人 郡山市私立保育園連絡協議会 理事 伊藤 清子	一時預かり事業	郡山市一時的保育事業保育業務委託	2,875,120 円	2,875,120 円	0 円
30	医療法人仁寿会 理事長 菊池 信太郎	病児保育事業	郡山市病児・病後児保育事業業務委託	1,714,130 円	1,714,130 円	0 円
31	医療法人わんぱくさいとうこども医院 理事長 齋藤 淳			1,134,130 円	1,134,130 円	0 円
32	医療法人チルドレンクリニック 理事長 加藤 道雄			1,134,130 円	1,134,130 円	0 円
33	医療法人はぐくみ 理事長 飯森 裕一			1,128,530 円	1,128,530 円	0 円